

2023年11月1日

「第15回複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」  
若手優秀発表賞選考 実施要綱

日本建築学会 鋼コンクリート合成構造運営委員会

1. 目的

「複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」における学生・若手技術者などの優れた発表を表彰し、鋼コンクリート合成構造分野の活性化を促し、かつ若手の学会活動への参画を奨励することを目的とする。

2. 名称

本件の表彰名は、「第15回複合・合成構造の活用に関するシンポジウム 若手優秀発表賞」とする。

3. 選考対象者

本会の正会員（個人）または準会員（個人）で、「第15回複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」で講演集原稿の筆頭著者で口頭発表を行い、かつ、シンポジウム開催年度の4月1日時点の年齢が30歳未満の者から選考する。なお、過去に本表彰を受賞したことがある者も対象とする。

4. 告知

鋼コンクリート合成構造委員会ホームページ上で本制度の告知を行い、当日各セッション開始前に、司会者より30歳未満の発表者が若手優秀発表賞の対象であることを告知する。

（鋼コンクリート合成構造運営委員会ホームページ：<http://news-sv.aij.or.jp/kouzou/s34/>）

5. 選考基準

- 1) 「複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」で特に優れた発表（梗概原稿の出来映え、研究内容のわかり易さ、発表の上手さ、質疑応答の適切さ、発表時間の適切さ）を表彰する。
- 2) 選考対象者が発表する講演数の10%程度を表彰する。
- 3) 選考は、日本建築学会鋼コンクリート合成構造運営委員会傘下に組織する、「複合・合成構造シンポジウム企画WG」に設置するシンポジウム若手優秀発表賞選考委員会が行なう。

6. 実施主体

実施主体は日本建築学会鋼コンクリート合成構造運営委員会とする。実施に際しては、本要綱に基づいて鋼コンクリート合成構造運営委員会主査が学術推進委員会の承認を得て行うものとする。

7. 選考結果の公表

選考結果は、シンポジウム終了後に鋼コンクリート合成構造運営委員会ホームページ上で公表するとともに、本人に通知する。

8. その他

上記規定に対し修正ないし補足の必要が発生した際には、日本建築学会鋼コンクリート合成構造運営委員会主査・幹事が協議の上、決定する。

以上